

令和7年度

事業者用

「所沢市スマートハウス化推進補助金」 のご案内

市では、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、市内で太陽光発電システムを導入する事業者や、太陽熱利用システムを導入する入浴介助サービス実施事業者に対して、その導入に係る経費の一部を補助します。

■太陽光発電システム（EMS※または蓄電池を同時設置）

※EMS（エネルギーマネジメントシステム）：エネルギー利用の見える化と効率化を図るシステム

- ・ 余剰売電型
- ・ 自家消費型（全量を自家消費するもの）

■営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

■太陽熱利用システム（入浴介助サービス実施事業者のみ）

【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15）

FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



－ 目次 －

■ 共通事項 P3～P5

○補助対象者の要件、申請方法、管理・処分、書類の保存他

■ 補助対象項目と補助率・補助金額 P6

■ 申請期間・補助金が振り込まれるまでの流れ（工事完了後分） P7

■ 補助対象項目の要件

①太陽光発電システム（余剰売電型・自家消費型） P8

③営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング） P9～P10

④太陽熱利用システム P11～P12

■ 申請期間・補助金が振り込まれるまでの流れ（契約前分） . . P13

■ 補助対象項目の要件

②太陽光発電システム（非 FIT 非 FIP） P14～15

蓄電池に関する仕様 P16～17

共通事項

1. 全ての補助対象項目に共通する対象者（全て満たす必要があります）

（１）自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人または法人

- ・ 賃貸住宅等の**共有部分**に使用するために補助対象事業を実施する賃貸住宅等の所有者
- ・ 市外に事業の本拠地を置く事業者で、市内の事業所等に補助対象事業を実施する事業者も、補助の対象となります。

（２）埼玉県地球温暖化対策推進条例第 12 条の適用を受けない者
埼玉県地球温暖化対策推進条例第 12 条とは、年度（４月 1 日～翌年 3 月 31 日）のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 k l 以上の事業者又は大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積 1 万㎡以上の事業者に地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。

（３）補助金の申請時、実績報告時に市税等の滞納がない者
納税状況については、市の内部のシステムにより確認いたしますが、場合によっては、納税証明書をご提出いただくことがあります。

- （４）個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者
- （５）同一の事業について、所沢市から他の補助金を受けないこと。

2. 太陽熱利用システムをご申請される事業者の場合

以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人

- （１）医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所
- （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- （３）介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス及び同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- （４）老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設（通所及び入所によるものに限る。）及び同法第 29 条に規定する有料老人ホーム

3. 対象者の要件に関する注意点

- 本補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内に補助対象事業を実施する事業者あたり 1 回限りです。
- 「②太陽光発電システム（非 FIT）」は、一部国庫を原資とした補助であるため、国や県などが実施する国庫を原資とした補助制度の併用はできません。

4. 申請方法

必要書類をご用意いただき、**申請期間内**に所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

※書類のご提出は、代表者または事業者の従業員のどちらでも構いません。

代理の場合には別紙の委任状を併せてご提出ください。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン 推進課窓口 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 <u>(土・日・祝日は除く)</u>	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますので、印鑑をご持参ください。	・郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形(書留等)でのご提出をお勧めします。 ・ <u>受付終了後に市役所に到達した申請書類は受付できません。お急ぎの場合は窓口にお持ちください。</u>

- ・必要書類が揃っていないものは受付できません。手続きを進めることもできません。
- ・書類に不足・不備等があった場合は担当より連絡します。申請書には**日中に連絡が取れる連絡先**を記入してください。(円滑な確認のため、申請資料の控えの保管や、当課の電話番号(04-2998-9133)のご登録等をお勧めいたします。)

5. 適正な管理と処分の制限

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、以下の期間を経過するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、譲渡、貸付、担保には供しないでください。

これらの行為があった際は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。**

- ・非 FIT 太陽光・蓄電池…法定耐用年数を経過するまで
(太陽光発電システム 17 年、蓄電池 6 年)
- ・それ以外…事業を完了した日から起算して **5 年間**

6. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、「5.適正な管理と処分の制限」に定める期間を経過するまで保存してください。

7. アンケート等へのご協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

補助対象事業、補助金額及び上限額

補助対象経費の合計が **100 万円以上（税抜）** の場合に対象となります。

① 太陽光発電システム 設置後申請 詳細は P.8

補助対象項目		補助金額	上限額
太陽光発電システム (EMS または蓄電池を同時設置)	余剰売電型(FIT/非 FIT)	補助対象経費の 1/10	200 万円
	自家消費型	補助対象経費の 1/5	

※自家消費型は全量を自家消費するものに限りませ

② 太陽光発電システム（非 FIT）※原則、**契約前かつ着工前**

※要件に該当する場合、上表の補助額に対する**上乗せ**があります。

例) FIT や FIP の認定を取得しない など

 詳細は P.13

補助上乗せの対象項目	補助金額	上乗せ上限額
太陽光発電システム	5 万円/ kW	100 万円
蓄電池	補助対象経費の 1/3	85.3 万円

例) **自家消費型（全量を自家消費）** で太陽光発電システムと蓄電池を導入した場合
⇒最大で **385.3 万円** の補助金を受けることができます。

③ 営農型太陽光発電 設置後申請 詳細は P.9

(ソーラーシェアリング)

補助対象経費の **1/5** (最大 200 万円)

④ 太陽熱利用システム 設置後申請 詳細は P.11

(入浴介助サービス実施事業者のみ)

補助対象経費の **1/3** (最大 100 万円)

■ 加算措置について

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合、補助金額の 20% の加算措置を受けることができます。

詳しくはご契約中の電力会社へご確認ください。

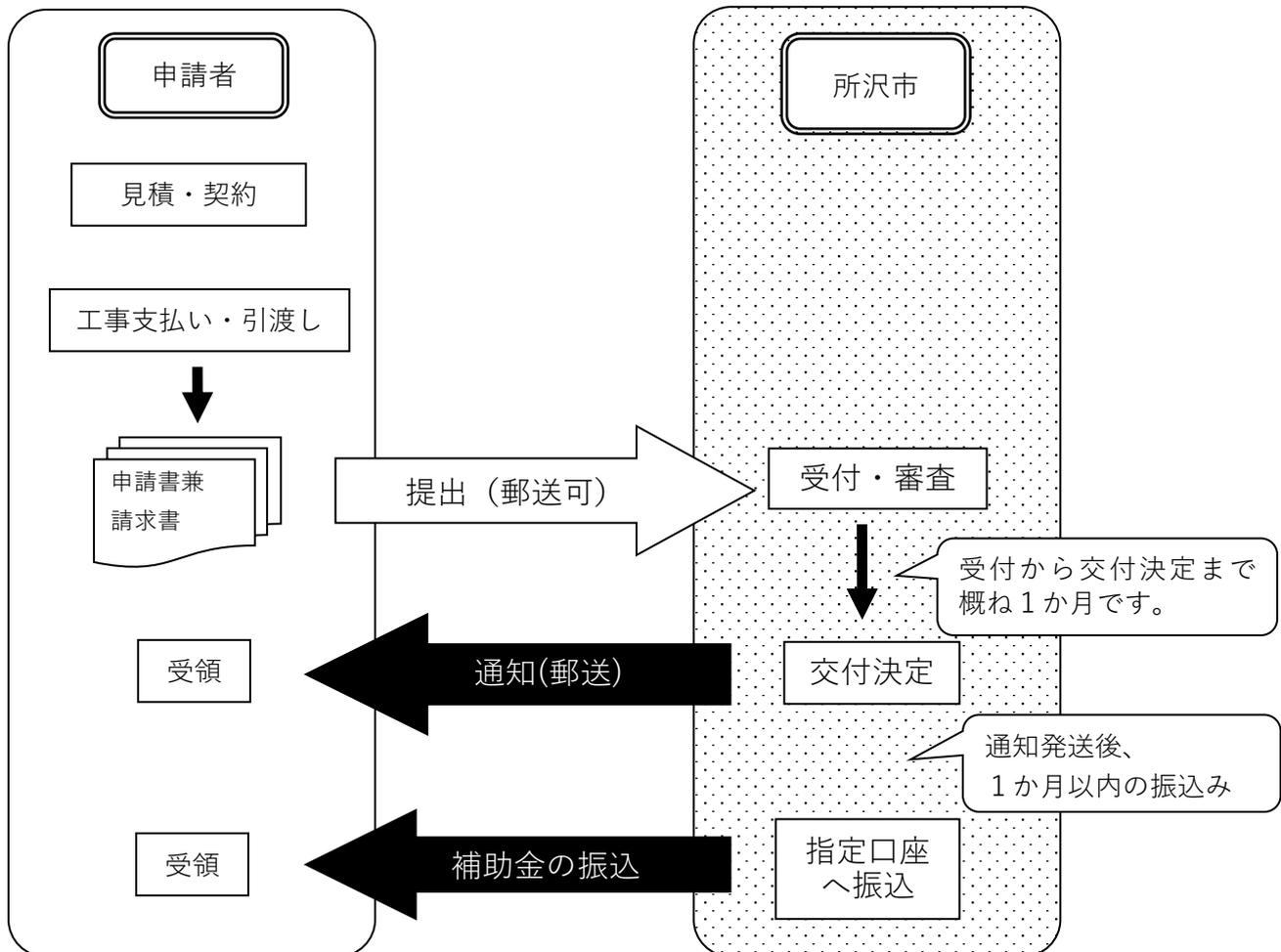
申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

■設置後に申請するもの

- ①太陽光発電システム（設置後申請）…補助要件等は **8** ページへ
- ③営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）…補助要件等は **9** ページへ
- ④太陽熱利用システム（入浴介助サービス実施事業者のみ）…補助要件等は **11** ページへ

申請のタイミング	令和7年度 申請期間
工事完了後	令和7年4月1日（火）～令和8年3月19日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

■補助金が振り込まれるまでの流れ



①太陽光発電システム（設置後申請）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・日本産業規格（JIS 規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの ・EMS または蓄電池を同時に設置するもの <p>EMS については、エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>①本体機器費 ②設置工事費</p>
<p>必要書類</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 4 号】★</p> <p>② 事業概要書★</p> <p>③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類 （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等）</p> <p>⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの）</p> <p>⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑧ 領収書等の写し（社判の押印があるもの）</p> <p>※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 9 日までの日付が領収書に記されたもの</p> <p>⑨ 施工後の写真（パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池）</p> <p>⑩ 設計図</p> <p>⑪ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑫ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑬ 【余剰売電型】 電力受給契約申込書（施工業者よりお受け取りください） 【自家消費型】 自家消費していることが確認できるもの</p> <p>⑭ チェックリスト 【事業者用】★</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委任状★ 申請手続きを申請者本人以外が行う場合 ● 建物所有者同意書 【別紙 5-1 号】★ 申請者以外の所有者がいる場合 ● 直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し 再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合

③ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品のもの ・ 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置している太陽光発電設備であること。 ・ 日本工業規格（JIS 規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ 継続可能で収益が見込める営農計画を立てていること。 ・ 営農に適した日射量が確保できる計画となっていること。 ・ パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていること。 ・ 支柱部分について、農地の一時転用許可を受けていること。 ・ 発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や農地の原形復旧、損害等の取扱いが明確であること。
<p>補助対象経費</p>	<p>① 本体機器費 ② 設置工事費</p>
<p>必要書類</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 4 号】★</p> <p>② 事業概要書★</p> <p>③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>④ 事業者またはその他市長が認める団体であることを証する書類（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）または開業届出等）</p> <p>⑤ 当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの）</p> <p>⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑧ 領収書等の写し（社判の押印があるもの）</p> <p>※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 9 日までの日付が領収書に記されたもの</p> <p>⑨ 施工箇所の施工後の写真（太陽光パネル・パワーコンディショナー）</p> <p>⑩ 設計図</p> <p>⑪ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑫ 営農型太陽光発電設備に関する農地の一時転用許可証</p> <p>⑬ 農地の一時転用の完了報告書及び受理書の写し</p> <p>⑭ 電力受給契約申込書（施工業者よりお受け取りください）</p> <p>※電力系統に接続しない場合は不要</p> <p>⑮ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑯ チェックリスト【事業者用】★</p>

<その他>

● 委任状★

申請手続きを申請者本人以外が行う場合

● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】★

申請者以外の所有者がいる場合

● 耕作に関する書類【別紙 5-2 号】★

土地所有者と耕作者が異なる場合

● 直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合

④太陽熱利用システム（入浴介助サービス実施事業者のみ）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設※ ③ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設※ ④ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設※及び同法第29条に規定する有料老人ホーム ※通所及び入所によるものに限る。 ・中古品または自作品でないもの ・強制循環式で、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・蓄熱槽については、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
<p>補助対象経費</p>	<p>① 本体機器費 ② 設置工事費</p>
<p>必要書類</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第4号】★ ② 事業概要書★ ③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者またはその他市長が認める団体であることを証する書類（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）または開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの） ⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑧ 領収書等の写し（社判の押印があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ⑨ 施工箇所の施工後の写真（集熱器、蓄熱槽） ⑩ 設計図 ⑪ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等） ⑫ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑬ チェックリスト【事業者用】★

<その他>

● 委任状★

申請手続きを申請者本人以外が行う場合

● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】★

申請者以外の所有者がいる場合

● 直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し

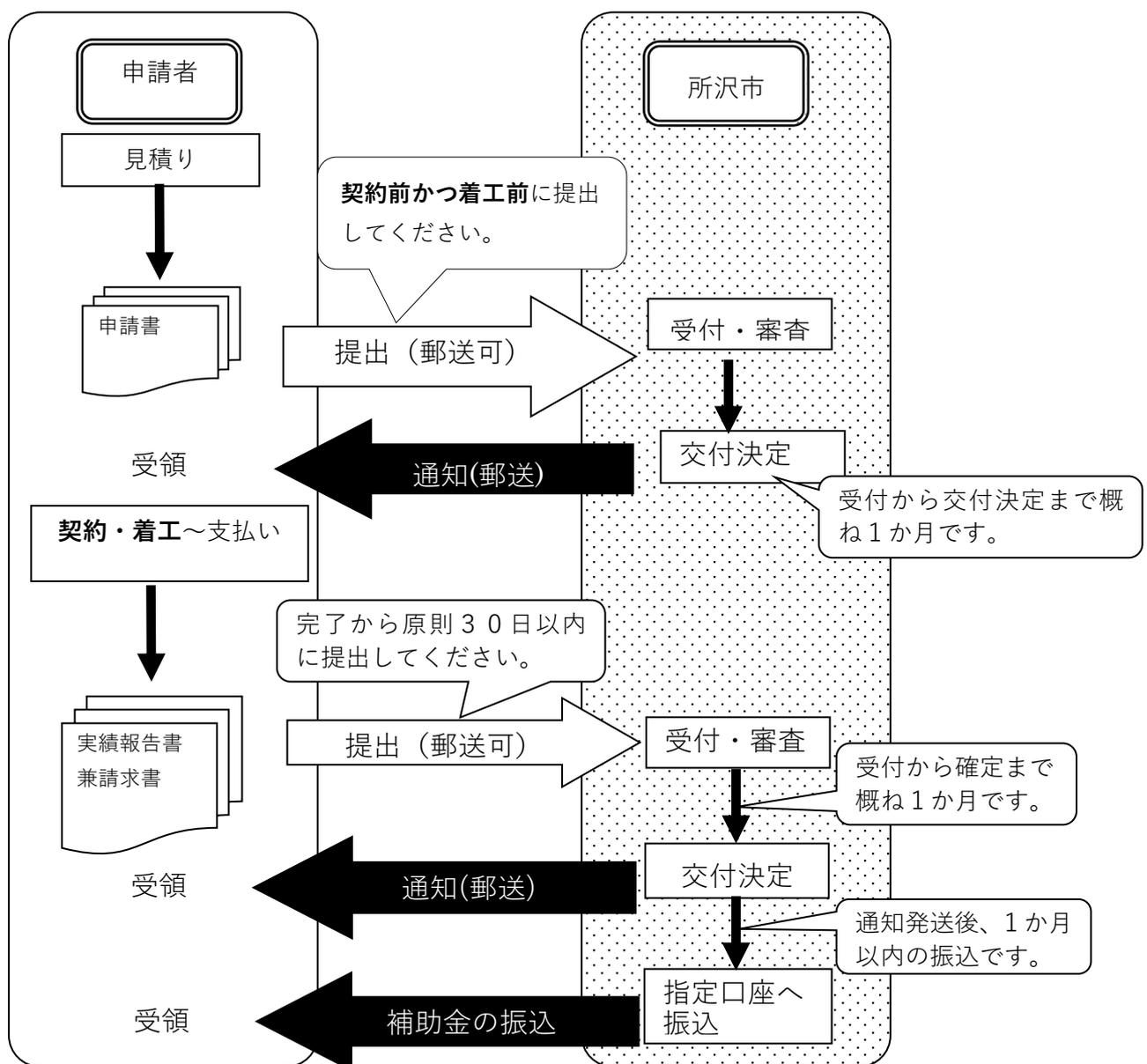
再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合

申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

■対象：②太陽光発電システム（非FIT）

申請のタイミング	令和7年度 申請期間
契約前 かつ 着工前	令和7年6月2日（月）～令和7年12月26日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）
※令和7年4月1日から6月30日の間に契約を締結し、着工したものに限り、6月30日（月曜）まで、契約後または着工後の申請を受け付けます。	
工事完了後、30日以内又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください。	

■補助金が振り込まれるまでの流れ



②太陽光発電システム（非 FIT 非 FIP）

対象要件	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 又は FIP の認定を取得しないもの ・ EMS 又は蓄電池を同時に設置するもの ・ 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証等を受けているものであること ・ 財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 30%以上を自家消費するもの ・ (自家消費分を含む) 発電量の 50%以上を埼玉県内で消費するもの 			
	EMS	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの 			
	蓄電池	放電容量 4,800Ah・セル未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領で規定する要件を満たすもの (P16,17 参照) ・ 1.0 kWh あたり 12.5 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）になるよう努めること。 		
		放電容量 4,800Ah・セル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉西部消防組合火災予防条例に定める安全基準を遵守しているもの。 ・ 1.0 kWh あたり 11.9 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）になるよう努めること。 		
補助金額	太陽光	①②の合計額	①5 万円/kW（上限 100 万円） ②・余剰売電型 補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/10 ・自家消費型 補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/5 （上限 200 万円）	合算上限額	300 万円
	蓄電池		補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/3	上限	85.3 万円
必要書類 (申請時) ★は HP からダウンロード	① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 5 号の 3】★ ② 事業計画書★ ③ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類 （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ⑤ 市税の納付が確認できる書類 ⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの） ⑦ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑧ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等） ⑨ チェックリスト【≪事前申請時≫事業者用】★				

<p>必要書類 (実績 報告時)</p> <p>★は HP から ダウンロード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 14 号の 3】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真（太陽光パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池） ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ 【余剰売電型】 電力受給契約申込書（施工業者よりお受け取りください） 【自家消費型】 自家消費していることが確認できるもの ⑦ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫事業者用】★
----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。

【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 4,800Ah・セル未満蓄電池仕様】

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～m の全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

m 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。